

厚 生 課

厚 生 係
保 育 係
すみれ保育園
つくし保育園
福祉会館

厚 生 係

1. 社会福祉活動

(1) 社会福祉法人福生市社会福祉協議会

設立年月日	目 的	活 動 状 況 等	そ の 他
昭和45年3月27日	社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し、社会福祉の増進を図る。	行政機関と密接な連絡を図り行政ではきめこまかくできない分野を補っている。	事務局職員の人件費・事務費補助を市が行っている。

(2) 社会福祉関係

団 体 名	会 員 数	活 動 状 況 等
福生市遺族会	236	5月27日戦没者追悼式を実施した。 その他、各種行事を行いこれに対し市からも援助を行っている。
福生市身体障害者福祉協会	182	会員の福祉の向上及び相互親睦を図るため、各種事業を行った。これに対し市からも援助を行っている。
福生市手をつなぐ親の会	60	障害児（者）を対象とした福祉団体で、福祉の向上及びレクリエーションを主とした会員相互の親睦を図った。これに対し、市からも援助を行っている。
福生市母子寡婦福祉会	162	母子家庭・寡婦家庭（単親）の福祉の向上及び親睦を図るため、社協と共に各種事業を行った。これに対し市からも援助を行っている。

2. 老人福祉活動

(1) 老人クラブの現況

老人クラブ（福寿会）は、市内に23クラブがあり、会長以下各役員のもとにおいて、各会員が老人福祉の向上と親睦を図り各種事業を行っている。

補助金として、月額17,500円（基準クラブ会員数50人以上）を交付し、会員数50人を超えるクラブについては、1人につき年額500円を加算して交付した。

また、各クラブの会長が組織する連合会があり、年間の諸事業について、指導者研修会や各種事業費の補助を行った。

ク ラ ブ 名	会 員 数	ク ラ ブ 名	会 員 数
南 福 寿 会	60 人	志 茂 2 福 寿 会	93 人
内 出 "	57	永 田 "	88
武 蔵 野 "	80	長 沢 "	98
富 玉 "	63	加 美 "	91
福 栄 "	54	本町1・2・3 "	104
鍋 1 "	122	中央・本6 "	101
鍋 2 "	105	本 7 "	78
熊 牛 "	100	本 8 第 1 "	56
牛 1 "	76	本 8 第 2 "	53
牛 2 "	80	加美平団地 "	62
原ヶ谷戸 "	58	武蔵野台 "	50
中 福 生 "	88	合 計	1,817

(2) 敬老金の支給

区 分	支 給 額	対 象 者 数	支 給 総 額
東 京 都	5,000 円	1,046 人	5,230,000 円
福 生 市	5,000	1,022	5,110,000
合 計			10,340,000

(3) 敬老大会

9月14日(土)福生市民会館大ホールにおいて実施し、第1部式典、第2部演芸を行ない、参加者900名に至った。

(4) 記念品の贈呈

敬老の日に長寿を祝して、市内65歳以上の老人の方々に記念品を贈呈した。

該当者 3,283人 贈呈品 市名入りバスタオル

(5) 老人福祉手当支給

心身機能が著しく障害となり、常時臥床の状態が6ヶ月以上継続している65歳以上の寝たきり老人に支給した。

60年度末の対象者 91名 支給額 15,776,000円

(6) 老人医療の助成(都制度)

医療費の自己負担を助成する制度で、65歳から69歳までの人を対象に助成した。

61年2月末の対象者 1,092人

(7) 老人保健法による老人医療費

70歳以上(寝たきり状態の者は65歳以上)を対象に医療給付を実施した。

区分	対象者 人	受診件数 件	受診率 %	医療費 円	1人当りの金額 円	1件当りの金額 円
60年3月分	1,937	2,076	107	64,790,866	33,449	31,209
4	1,955	2,282	117	69,140,980	35,366	30,298
5	1,959	2,380	121	74,396,462	37,977	31,259
6	1,955	2,190	112	67,970,655	34,768	31,037
7	1,972	2,301	117	72,111,881	36,568	31,339
8	1,989	2,299	116	73,847,762	37,128	32,122
9	2,000	2,326	116	70,470,889	35,235	30,297
10	2,000	2,456	123	72,072,420	36,036	29,345
11	2,010	2,313	115	70,533,446	35,091	30,494
12	2,031	2,500	123	77,710,693	38,262	31,084
61年1月分	2,037	2,367	116	79,597,220	39,076	33,628
2	2,058	2,172	106	65,119,560	31,642	29,981
合計	23,903	27,662	116	857,762,834	35,885	31,009

(8) 入浴券の交付

市内65歳以上の一人暮らしの老人で、入浴施設のない者に、月10枚を交付し、また、生活保護家庭で入浴施設のない者に1人につき月2枚交付した。

(9) ゲートボールの普及

老人の体力の増強、あるいは会員相互の親睦を図るため、ゲートボール場の維持管理を実施した。

(10) 福社会館受水槽改良工事

従来の福社会館内の受水槽は、地下に埋設されているため、漏水が発見しやすく、又衛生上好ましくないので、管理しやすい屋外の地上へ新たに設置した。

3. 児童福祉

(1) 児童手当等の支給（※印は所得割非課税世帯）

区分	種 別	延児童数	支給月額	支給総額
国	被 用 者	1,104人	5,000円	5,520,000円
	※被 用 者	256	7,000	1,792,000
	非 被 用 者	1,301	5,000	6,505,000
	※非 被 用 者	1,692	7,000	11,844,000
	特 例 給 付	2,294	5,000	11,470,000
都	育 成 手 当	4,519	7,500	33,892,500
		2,303	8,000	18,424,000
	障 害 者 手 当	432	9,500	4,104,000
		213	10,000	2,130,000
合 計		14,114	—	95,681,500

(2) 児童扶養手当認定状況

申請件数	認定件数	年度末受給者数
59 件	59 件	366 人

(3) 特別児童扶養手当認定状況

申請件数	認定件数	年度末受給者数
4 件	4 件	59 人

(4) 学童保育事業（社会福祉協議会に委託）

保育所名	扶 桑	たんぽぽ	福祉会館	わかぎり	わかたけ	亀の子	田 園
定 員	40人	40人	40人	40人	40人	40人	40人
登録人員	40人	39人	40人	19人	42人	42人	40人
保育日数	297日	296日	296日	296日	297日	296日	296日
指導員数	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
委託料	31,419,519円						

4. れんげ作業所

昭和57年2月に開所以来作業訓練、生活指導を行いながら、社会自立に向けて順調に運営がなされている。

れんげ作業所の運営については、社会福祉協議会が実施し、市では人件費及び運営費の補助を行った。

区分 \ 月	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	61年 1	2	3	計
開所日数	25 ^日	25	25	27	21	23	26	24	24	22	23	25	290
通所延人員	178 ^人	166	174	191	136	145	209	198	204	201	209	225	2,236
1日平均	7 ^人	7	7	7	6	6	8	8	9	9	9	9	8
月末登録者数	10 ^人	10	10	10	10	10	11	11	12	12	12	12	

5. 都執行委任事業費

事業名	人員	金額
心身障害者医療助成事業	208人	3,645,118円

6. その他

(1) 駐留軍離職者等見舞金

見舞金受給者数 17人 支給額 340,000円

(2) 心身障害者福祉関係

ア. 福祉手当(国制度)

区分	月額	延受給者数	支給総額
身体障害者	10,800円	653人	7,052,400円
	(6月から)11,250	649	7,301,250
	計	1,302	14,353,650
精神薄弱者	10,800	113	1,220,400
	(6月から)11,250	110	1,237,500
	計	223	2,457,900

イ. 身体障害者福祉手当

区 分	月 額		延受給者数	支 給 内 訳		支 給 総 額
	都	市		都	市	
脳性マヒ	9,500円 10月から 10,000円	2,500円	(159)人 179	1,523,500円	635,500円	2,159,000円
進行性 筋委縮症	〃	2,500	(36) 36	345,000	90,000	435,000
1 級	〃	2,000	(1,065) 1,144	10,207,500	3,041,500	13,249,000
2 級	〃	2,000	(1,264) 1,411	12,122,000	4,227,000	16,349,000
3 級	—	4,000	1,505	—	6,020,000	6,020,000
4 級	—	3,000	1,565	—	4,695,000	4,695,000
合 計	—	—	(2,524) 5,840	24,198,000	18,709,000	42,907,000

延受給者数()内数値は、都補助基準該当者数で内数、都補助基準に該当しない者は市の負担

ウ. 精神薄弱者福祉手当

区 分	月 額		延受給者数	支 給 内 訳		支 給 総 額
	都	市		都	市	
2 度	9,500円 10月から 10,000円	2,000円	(40)人 68	383,000円	358,000円	741,000円
3 度	〃	2,000	(130) 166	1,246,000	677,000	1,923,000
合 計	—	—	(170) 234	1,629,000	1,035,000	2,664,000

延受給者数()内数値は、都補助基準該当者数で内数、都補助基準に該当しない者は市の負担

エ. 障害別台帳登録者数

種 別	障 害 別	台 帳 登 録 者 数		計
		身体障害者	精神薄弱者	
東京都重度心身障害者手当受給者		4 人	14 人	18 人
重度心身障害者福祉手当受給者	都負担	213	14	227
	市負担	30	6	36
福生市心身障害者福祉手当受給者		512	20	532

(3) 災害援護

昭和60年度中の火災発生による見舞金は3世帯35,000円と、日赤及び共同募金会の毛布とタオルを罹災者に支給した。

(4) 保護司会

市内には、22名の保護司が犯罪の予防及び更正に関する業務に努力されています。市でも西多摩地区保護観察協会をつうじて、保護司に対して側面から援助を行っている。

(5) 募金関係

募 金 名	目 標 額	達 成 額	達 成 率
日赤社員増強運動	1,498,000 円	3,058,411 円	204.16 %
赤い羽根共同募金	1,802,000	2,972,082	164.93
“ (街頭募金)	—	173,944	—

(6) (社) シルバー人材センター福生市高齢者事業団

高齢者事業団の事業実績は会長及び事務局長以下職員の努力により毎年順調な伸びを示している。

市では事務局職員の人件費の補助及び事業資金の貸付けを行った。

(7) 田園会館の利用状況

門及びフェンス等の設置、またブランコ等の遊び場、上下水道の整備などの外構工事を実施し、7月1日のオープン以来、地区の児童、一般市民に多数利用されている。

ア. 児童施設

月	幼 児	小学生	中学生	高校生	その 他	合 計	開館日数	一日平均 利用者数
7	586 ^人	3,783 ^人	189 ^人	1 ^人	471 ^人	5,030 ^人	27 ^日	186 ^人
8	385	2,623	133	0	223	3,364	27	125
9	492	1,983	23	0	337	2,835	23	123
10	501	1,727	32	10	339	2,609	26	100
11	396	1,469	38	5	255	2,163	24	90
12	377	2,054	92	2	220	2,745	24	114
61年 1	320	1,341	61	1	195	1,918	23	83
2	306	1,136	64	0	189	1,695	23	73
3	423	1,839	84	0	226	2,572	25	102
計	3,786	17,955	716	19	2,455	24,931	222	112

イ. 地域会館

区分		月別										合 計
		7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	61年 1月	2 月	3 月		
集 会 室	申請件数	8	13	1	4	2	0	1	0	0	29	
	人 数	152	323	23	62	38	0	9	0	0	607	
学 習 室	申請件数	6	0	9	13	12	11	11	12	16	90	
	人 数	212	0	148	382	294	307	433	465	557	2,798	
休 養 室	申請件数	3	0	5	15	14	10	13	12	21	93	
	人 数	39	0	76	264	220	130	242	155	410	1,536	
休 憩 室	申請件数	1	0	0	0	2	2	2	3	8	18	
	人 数	10	0	0	0	13	24	57	29	142	275	
合	申請件数	18	13	15	32	30	23	27	27	45	230	
	人 数	413	323	247	708	565	461	741	649	1,109	5,216	
計	使 用 料	件 数	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
		金 額	0	0	0	0	0	0	0	1,000	1,800	2,800

保 育 係

1. 保育所措置児童数

保育所名	定員 月員	61年											計	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12
都立福生	人109	(4)人76	(4)人77	(4)人77	(4)人77	(4)人77	(6)人77	(6)人79	(6)人80	(6)人82	(7)人81	(7)人81	(7)人82	(65)人946
〃 熊川	66	(1)61	(1)61	(1)63	(1)63	(1)62	(1)62	(1)62	(1)62	(1)62	(1)62	(1)62	(1)63	(12)745
市立すみれ	80	(3)66	(2)69	(2)69	(2)69	(2)72	(2)74	(2)76	(3)76	(3)77	(3)75	(3)75	(3)73	(30)871
〃 つくし	80	66	71	71	71	71	71	71	71	71	70	70	70	843
私立東福	100	(4)82	(4)89	(4)91	(4)94	(6)94	(6)94	(6)93	(7)92	(7)92	(7)93	(7)93	(7)93	(69)1,100
〃 若葉	100	99	99	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,198
〃 加美平	80	(2)78	(2)78	(2)78	(2)78	(2)78	(2)78	(2)78	(3)77	(3)77	(3)77	(3)77	(3)77	(29)931
〃 杉ノ子	120	(5)110	(6)111	(6)111	(6)111	(6)111	(8)109	(8)109	(7)110	(7)112	(7)112	(7)112	(7)112	(80)1,330
私立杉ノ子第二	120	(5)115	(5)115	(5)115	(5)115	(5)114	(5)115	(5)115	(5)115	(5)115	(6)113	(6)113	(6)114	(63)1,374
私立杉ノ子第三	130	128	128	129	128	128	(1)129	(1)128	(1)128	(1)126	128	128	127	(4)1,535
私立弥生	120	(5)108	(5)109	(5)109	(5)109	(5)105	(5)107	(6)106	(6)105	(5)106	(5)103	(5)102	(5)101	(62)1,270
私立福生本町	80	(3)76	(3)77	(3)77	(3)77	(3)77	(3)77	(3)77	(3)77	(3)77	(4)76	(4)76	(4)76	(39)920
管外	公立	—	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5
	私立	—	32	30	32	31	31	31	31	32	32	34	34	33
合計	1,185	(32)1,101	(32)1,118	(32)1,126	(32)1,127	(34)1,124	(39)1,128	(40)1,129	(42)1,129	(41)1,132	(43)1,129	(43)1,128	(43)1,126	(453)13,497

()内数値は管外受託児童数で外数

2. 管外保育所における委託状況

公私別	保 育 所 名	所在地	延人員	公私別	保 育 所 名	所在地	延人員
私 立	秋川あすなろ保育園	秋 川	12 ^人	私 立	光明第七保育園	八王子	12 ^人
”	よつぎ保育園	”	12	”	五 日 市 ”	五日市	12
公 立	東秋留保育園	”	12	”	富士見第一 ”	羽 村	11
私 立	昭栄保育園	昭 島	64	”	富士みのり ”	”	12
”	松 原 ”	”	24	公 立	しらうめ ”	”	12
”	ゆりかご ”	”	20	私 立	大 正 ”	日の出	16
”	昭島 ゆりかご第二 ”	”	12	”	宝 光 ”	”	24
”	よつぎ第四 ”	”	108	”	さくらぎ ”	”	1
”	のぞみ ”	”	5	公 立	瑞 穂 ”	瑞 穂	12
公 立	拝 島 ”	”	3	”	加 治 東 ”	飯 能	12
私 立	今 井 ”	青 梅	24	計			434
”	新 町 西 ”	”	2				
”	青梅梨の木 ”	”	4				
”	立川ひかり ”	立 川	8				

3. 管内保育所における受託状況

保 育 所 名	当該市町村名	延人員	保 育 所 名	当該市町村名	延人員
都立福生保育園	五日市町	12 ^人	私立杉ノ子保育園	昭島市	7 ^人
	青梅市	12		青梅市	18
	羽村町	38		八王子市	7
	武蔵村山市	3		日の出町	12
都立熊川保育園	羽村町	12	私立杉ノ子第二保育園	秋川市	48
市立すみれ保育園	秋川市	12		八王子市	12
	羽村町	18		羽村町	3
私立東福保育園	羽村町	53	私立杉ノ子第三保育園	青梅市	4
	瑞穂町	16	私立弥生保育園	青梅市	36
私立加美平保育園	秋川市	11		羽村町	26
	羽村町	13	私立福生本町保育園	羽村町	15
	瑞穂町	5		瑞穂町	24
私立杉ノ子保育園	秋川市	36	計		453

4. 保育所別年齢別園児数及び職員数

公私別	保育所名	定員	職 員 数					措 置 児 童 数					
			園長	保母	保健婦等	調理員等	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計
都立	福生	109人	1人	10人		3人	14人		5人	(1)9人	(3)17人	(3)51人	(7)82人
	熊川	66	1	9	1	4	15	3	5	8	14	(1)33	(1)63
市立	すみれ	80	1	7		3	11		3	(1)7	(1)18	(1)45	(3)73
	つくし	80	1	7		3	11		4	7	21	38	70
私立	東福	100	1	12		3	16	3	(1)9	(1)19	(1)15	(4)47	(7)93
	若葉	100	1	11		3	15	1	8	18	22	51	100
	加美平	80	1	10		3	14	1	(1)7	13	22	(2)34	(3)77
	杉ノ子	120	1	14	1	4	20	(1)6	(3)19	(1)21	(1)28	(1)48	(7)112
	杉ノ子第二	120	1	14	1	4	20	8	(1)13	(1)16	(1)26	(3)51	(6)114
	杉ノ子第三	130	1	14	1	4	20	4	12	23	29	59	127
	弥生	120	1	13	1	4	19	9	(1)7	(1)14	25	(3)46	(5)101
	福生本町	80	1	9		3	13	(1)2	5	(2)11	20	(1)38	(4)76
合 計	1,185	12	130	5	41	188	(2)37	(7)87	(8)166	(7)257	(19)541	(43)1,088	

() 内数値は管外受託児童数で外数

5. 市階層別措置延人員

階層	A	B	C 1	半 C 1	C 2	半 C 2	C 3	半 C 3	D 1	半 D 1	D 2	半 D 2	D 3	半 D 3	D 4
人員	人 126	人 1,204	人 76	人 40	人 123	人 24	人 442	人 85	人 103	人 0	人 392	人 138	人 252	人 63	人 532
階層	D 5	D 6	D 7	D 8	D 9	D 10	D 11	D 12	D 13	D 14	D 15	D 16	D 17	D 18	計
人員	人 624	人 875	人 846	人 746	人 619	人 698	人 483	人 390	人 446	人 471	人 485	人 277	人 429	人 802	人 11,791

6. 国階層別措置延人員

階層	A	B	C 1	半 C 1	C 2	半 C 2	C 3	半 C 3	D 1	半 D 1	D 2	半 D 2	D 3	半 D 3	D 4	半 D 4
人員	人 126	人 1,204	人 76	人 40	人 123	人 24	人 442	人 85	人 101	人 0	人 476	人 162	人 253	人 39	人 857	人 282
階層	D 5	半 D 5	D 6	半 D 6	D 7	半 D 7	D 8	半 D 8	D 9	半 D 9	D 10	半 D 10	D 11	半 D 11	D 12	計
人員	人 743	人 230	人 675	人 151	人 669	人 137	人 462	人 64	人 569	人 155	人 345	人 65	人 405	人 96	人 2,735	人 11,791

7. 無認可保育室の状況

	措置人員	措置費委託料(都、市)
森田母子健康センター	管内 44人	2,518,000円
	管外 54	
牛浜保育所	管内 102	3,471,000
	管外 30	
管外保育室	28	168,000
計	258	6,157,000

8. 福生市保育所措置費調査専門委員

(1) 委員

氏名	住所
赤星行人	福生市福生2453-18
石川泰一	〃 熊川48
吉岡嘉一	〃 熊川989-19
田口喜代子	〃 武蔵野台2-24-3
石川信義	〃 牛浜72
榎本令秀	〃 福生507
佐藤慶二	〃 牛浜51
氏井千代里	〃 福生1,713

(2) 諮 問

福福厚第2104号

昭和60年10月9日

福生市保育所措置費調査専門委員殿

福生市長 田村 匡雄

保育料について（諮問）

現行の保育料については、昭和56年11月に出された保育料調査専門委員会の答申に基づき、昭和57年度から国の徴収基準のおおむね50%としてきましたが、5年の歳月を経過する中で、保育料のあり方について、再度見直す必要性が出てまいりました。即ち、国の財政再建に伴う保育所運営に要する国庫負担率の引き下げ、近隣市町の国基準に対する徴収率の引き上げ、また、国の第2子の徴収基準の改定等、保育料をめぐる状況の大きな変化であります。一方現在、各地方自治体においては、増大する行政需要の中で、行政改革の必要性が叫ばれており、以上の状況と変化をふまえながら、今後福祉行政における受益者負担のあり方を見直すべく、次の4点について意見を伺います。

1. 保育料の改定について
2. 固定資産税による附加基準と半階層の適用について
3. 改定の時期
4. 今後の改定について（昭和62年度以降）

国徴収基準の改定にあわせ保護者負担割合を定め、スライド式に市保育料を改定することについて

(3) 答 申

昭和60年11月25日

福生市長 田村匡雄 殿

福生市保育所措置費調査専門委員

代表 赤星行人

福生市保育所保育料徴収基準について

(答 申)

昭和60年10月9日付け、福福厚第2104号をもって諮問のあったこのことについては、次のとおり結論を得たので答申する。

当委員会は、福生市における保育料のあり方を検討するにあたり、市の財政力は勿論、新たな現状認識のもとに福祉行政全分野を展望し、今後の福祉行政推進における公私の役割分担という視点から慎重に検討をすすめた。この中でまず問題となったのは、当市の保育料は、財政力がきわめて厳しいにもかかわらず、国の徴収基準に対して低率であるということであった。即ち、昭和60年7月1日現在、国の徴収基準に対して、49.9%であり26市5町の平均53.3%、近隣8市町の平均63.6%を下回っている。

このため、本来保護者が負担すべき保育料の補填のために多額の一般財源が投入され、昭和59年度決算では、その額は、120,112,910円となっており、更に保育所運営費全体における市の財政負担をみると、43.7%の302,401,496円となっている。

しかも、この恩恵に浴する利用者は、乳幼児人口約5,000人のうち、20%の1,010人であり、市全体の人口比率からするとわずか2%にすぎないという実情である。

一方、福祉行政が現在直面している問題は、急速に進む高齢化社会への対応等福祉需要の増大である。減速経済社会の中で、限られた財源を公正に配分し、社会福祉全般の充実を図ることが急務となっているが、この実情は、保育行政の重要性は是認するものの、受益者と非受益者間の公平性の観点からも再検討を要する問題と思われる。

また、保育所の役割が時代の変遷と共に大きく変化していることも注目しなければならない。

昭和22年戦後の混乱した世相の中で制定された児童福祉法第24条に基づく保育所へ措

置すべき「保育に欠ける児童」とは、低所得者への対策を意味していた。しかし、38年を経過した現在、婦人の職場進出は益々顕著となり、利用者の中には高額所得者も多く、ここ数年D階層が約83%を占め、その役割も婦人の労働政策的色彩を強めており、保育所の役割がはっきりと変わったことを示している。そして、婦人の就労が一般化した現在、任意的ではあるが一つの権利として保育所を積極的に利用する考えが市民に定着しはじめており、今後も保育内容の充実等の要望も合わせ、市の財政負担は益々増大するものと思われる。

このような現状や社会情勢の変化の中で、保育所運営における保護者負担のあり方を考えるとき、最も重要なことは、常に全市民の理解の上にとった不変の論理を基本に実施されなければならないことである。

このためには、全市民に及ぼす基礎的ニーズは公費で、その受益が特定の人々にかかわる場合は適切な受益者負担という市政運営の基本原則を遵守すべきであると考えます。

そして、地方自治体と市民がそれぞれの役割を十分認識し、のぞましい福祉社会を確立していくことが今後の福祉行政推進にあたって必要不可欠の条件であろう。

当委員会は以上の現況分析と基本理念をふまえ次のとおり保育料の改定を答申する。

諮問第1号 保育料の改定について

市長から国の徴収基準に対し、60%案が示されたが、当市の財政力や社会情勢の変化を見た場合、止むを得ぬ数値と考える。しかし急激な引き上げは家計に大きな影響を及ぼすため、3年間で逐次60%に改定するよう希望する。改定内容は、昭和61年度54%、昭和62年度57%、昭和63年度60%とする。

また、高額所得者の増加による応分の負担を実施するため、D階層を20階層までとし、全体で、25階層区分とする。

諮問第2号 固定資産税による附加基準と半階層の適用

(1) 固定資産税による附加基準

当市の特殊性を考慮して、D19階層までとし、C1階層からD1階層までの課税額は国基準に合わせる。

(2) 半階層の適用について

現行ではD3階層までとなっているが、D5階層まで延ばしD6階層からD13階層までは弾力的な保護者負担の軽減をはかる。

諮問第3号 改定の時期

昭和61年4月1日

諮問第4号 今後の改定について

保育料を据え置くことは、毎年改定される国の徴収基準との差を広げ、入所年次における不公平をもたらすので、国の徴収基準にスライドする姿勢を堅持する必要がある。

なお、社会情勢、財政事情を考慮のうえ、逐次近隣市町並みに均衡をとりつつ是正すべきである。

昭和60年11月25日

(4) 審議経過

	開 催 日	審 議 内 容
第 一 回	10月9日 商工会館202号室	1. 会長・副会長互選 会長 赤星行人 副会長 石川泰一 2. 市長からの諮問 3. 資料の説明 4. 保育料の改定案説明
第 二 回	10月25日 商工会館202号室	1. 保育料改定案(国徴収基準の60%)検討 2. 固定資産税による附加基準と半階層の適用について検討 3. 保育料改定案(国徴収基準の54%)検討
第 三 回	11月18日 商工会館202号室	1. 保育料改定案(国徴収基準の54%)承認 2. 固定資産税による附加基準と半階層の適用について承認 3. 答申文案作成について協議
第 四 回	11月25日 商工会館202号室	1. 答申書の決定 2. 市長に対し答申

8. 保育所申込み状況及び措置状況

60. 4. 1 現在

区 分		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計
管 内 措 置	基準定員	48 ^人	99 ^人	150 ^人	243 ^人	645 人		1,185 ^人
	継続措置(A)	0	(3) 32	(5) 86	(4) 149	(3) 人 244	(6) 252	(21) 763
	新規申込み	(1) 36	(4) 60	(4) 80	(1) 102	(1) 39	7	(11) 324
	新規措置(B)	(1) 31	(4) 53	(4) 72	(1) 100	(1) 39	7	(11) 302
	(A)+(B) 措置合計(C)	(1) 31	(7) 85	(9) 158	(5) 249	(4) 283	(6) 259	(32) 1,065
	保 留	5	7	8	2	0	0	22
管外委託措置(D)		4	6	6	9	6	5	36
合 (C)+(D) 計		(1) 35	(7) 91	(9) 164	(5) 258	(4) 289	(6) 264	(32) 1,101

()内数値は管外受託児童数で外数

9. 措置原因別園児数

60. 4. 1 現在

区 分	居宅外労働		居宅内労働		そ の 他		合 計
	外 勤	そ の 他	自 営	内 職	出産看護	そ の 他	
0 歳 児	20 ^人	10 ^人	4 ^人	1 ^人	人	人	35 ^人
1 歳 児	36	26	19	5	1	4	91
2 歳 児	56	50	30	16	4	8	164
3 歳 児	65	94	45	41	3	10	258
4 歳 児	56	124	52	45	7	5	289
5 歳 児	48	116	50	36	6	8	264
合 計	281	420	200	144	21	35	1,101

福 祉 会 館

1. 福祉会館利用状況

区 分 月 別	老人施設		ホ　　ー　　ル					第　一　会　議　室				
	利用 日数	利用者数	使用件数			使用料	利用 者数	使用件数			使用料	利用 者数
			総数	減免	有料			総数	減免	有料		
4	20	1,280	23	17	6	18,000	1,079	12	12	0	0	142
5	21	1,264	21	20	1	4,000	744	6	6	0	0	37
6	22	1,380	31	25	6	17,000	966	6	6	0	0	58
7	21	1,224	26	25	1	3,000	820	6	6	0	0	91
8	23	1,526	17	17	0	0	473	2	2	0	0	20
9	20	1,281	19	17	2	5,000	533	11	8	3	1,800	69
10	21	1,235	34	29	5	13,000	945	31	6	25	21,900	260
11	19	1,150	41	39	2	5,000	484	46	46	0	0	150
12	20	1,219	19	16	3	9,000	1,209	7	7	0	0	173
61年 1	20	1,257	31	29	2	8,000	1,647	7	6	1	1,200	72
2	18	1,150	16	13	3	3,600	708	4	3	1	1,800	32
3	17	1,113	9	8	1	4,000	164	6	6	0	0	84
計	242	15,079	287	255	32	89,600	9,772	144	114	30	26,700	1,188

第 二 会 議 室					和 室				
使 用 件 数			使 用 料	利 用 者 数	使 用 件 数			使 用 料	利 用 者 数
総 数	減 免	有 料			総 数	減 免	有 料		
件	件	件	円	人	件	件	件	円	人
12	12	0	0	153	23	19	4	4,800	340
16	14	2	2,400	261	29	24	5	6,000	318
9	8	1	1,200	174	28	24	4	4,800	375
14	12	2	1,500	175	21	17	4	4,800	323
6	5	1	600	75	23	19	4	4,800	301
14	5	9	9,300	186	22	18	4	4,800	279
26	15	11	7,800	126	32	24	8	22,200	413
49	47	2	1,200	187	51	51	0	0	363
12	11	1	900	249	25	18	7	7,500	758
5	5	0	0	116	29	24	5	6,000	450
12	10	2	1,800	283	21	18	3	3,600	310
4	0	4	3,000	95	20	16	4	4,800	283
179	144	35	29,700	2,080	324	272	52	74,100	4,513

区分 月別	視 聴 覚 室					ク ラ ブ 室				
	使 用 件 数			使用料	利用 者数	使 用 件 数			使用料	利用 者数
	総数	減免	有料			総数	減免	有料		
4	6 ^件	6 ^件	0 ^件	0 ^円	61 ^人	1 ^件	1 ^件	0 ^件	0 ^円	10 ^人
5	12	12	0	0	101	—	—	—	—	—
6	10	10	0	0	122	—	—	—	—	—
7	15	12	3	3,200	203	—	—	—	—	—
8	12	12	0	0	158	—	—	—	—	—
9	15	15	0	0	213	1	1	0	0	5
10	19	19	0	0	55	4	2	2	750	15
11	48	48	0	0	215	—	—	—	—	—
12	6	6	0	0	175	3	3	0	0	60
61年 1	11	11	0	0	112	—	—	—	—	—
2	14	13	1	1,600	173	—	—	—	—	—
3	9	9	0	0	79	—	—	—	—	—
計	177	173	4	4,800	1,667	9	7	2	750	90

料 理 講 習 室					合 計				
使 用 件 数			使用料	利用者数	使 用 件 数			使用料	利用者数
総数	減免	有料			総数	減免	有料		
— 件	— 件	— 件	— 円	— 人	— 件	— 件	— 件	— 円	— 人
2	2	0	0	10	77	67	10	22,800	1,785
—	—	—	—	—	84	73	11	23,000	1,695
2	2	0	0	10	84	74	10	12,500	1,622
—	—	—	—	—	60	55	5	5,400	1,027
—	—	—	—	—	82	64	18	20,900	1,285
—	—	—	—	—	146	95	51	65,650	1,814
3	3	0	0	20	238	234	4	6,200	1,419
3	3	0	0	60	75	64	11	17,400	2,684
—	—	—	—	—	83	75	8	15,200	2,397
—	—	—	—	—	67	57	10	12,400	1,506
—	—	—	—	—	48	39	9	11,800	705
10	10	0	0	100	1,130	975	155	225,650	19,410

2. 利用者別内訳

